

改正事項	改正前	改正後
<p>算定要件の変更</p>	<p>(三) <u>要介護3、要介護4又は要介護5</u> 521単位</p> <p>(2) <u>所要時間4時間以上6時間未満の場合</u></p> <p>(一) <u>要支援</u> 463単位</p> <p>(二) <u>要介護1又は要介護2</u> 542単位</p> <p>(三) <u>要介護3、要介護4又は要介護5</u> 744単位</p> <p>(3) <u>所要時間6時間以上8時間未満の場合</u></p> <p>(一) <u>要支援</u> 648単位</p> <p>(二) <u>要介護1又は要介護2</u> 758単位</p> <p>(三) <u>要介護3、要介護4又は要介護5</u> 1,041単位</p> <p>注1 <u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</u></p> <p>◎利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p> <p>注2 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所リハビリテーションを行う場合は、注1の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)、ロ(1)又はハ(1)の所定単位数の100分の70に</u></p>	<p>注1 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所リハビリテーションを行う場合は、<u>イ</u>の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</p>

改正事項	改正前	改正後
<p>8時間以上の場合に係る加算の新設</p> <p>送迎加算の単位数の見直し</p> <p>入浴介助加算の単位数の見直し</p>	<p>相当する単位数を算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者→平成12年厚生省告示第23号</p> <p>心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者</p> <p>注3 利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定通所リハビリテーション事業所において通所リハビリテーション計画上食事の提供を行うこととなっている利用者については、1日につき39単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注4 利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき44単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 通所リハビリテーション入浴介助加算 39単位</p> <p>ロ 通所リハビリテーション特別入浴介助加算 60単位</p> <p>◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第23号</p>	<p>◎厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者→平成12年厚生省告示第23号</p> <p>心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者</p> <p>注3 <u>日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間6時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションを行った場合又は所要時間6時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションを行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定通所リハビリテーションの所要時間と当該指定通所リハビリテーションの前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が8時間以上となるときは、算定対象時間が8時間以上9時間未満の場合は50単位を、9時間以上10時間未満の場合は100単位を所定単位数に加算する。</u></p> <p>注4 利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定通所リハビリテーション事業所において通所リハビリテーション計画上食事の提供を行うこととなっている利用者については、1日につき39単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注5 利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき47単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 通所リハビリテーション入浴介助加算 44単位</p> <p>ロ 通所リハビリテーション特別入浴介助加算 65単位</p> <p>◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第23号</p>

改正事項	改正前	改正後
個別リハビリテーション加算の新設	<p>イ 通所リハビリテーション入浴介助加算          口に該当しない入浴介助（入浴中の利用者の観察であって、必要に応じ当該利用者に対して介助を行うために行われるものを含む。）</p> <p>ロ 通所リハビリテーション特別入浴介助加算          次のいずれにも該当する入浴介助          (1) 利用者1人に対して、入浴介助を行う者が1人以上必要である入浴介助          (2) 寝たきり又はこれに準ずる利用者が使用する特殊な浴槽であって、1回の入浴に利用者1人が入浴するものを使用して行われる入浴介助（一般浴槽や家族風呂等にリフト等を設置して入浴時の昇降を援助しているものは除く。）</p> <p>注6 指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合であって、医師又は医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行った場合は、1月に1回を限度として550単位を所定単位数に加算する。</p>	<p>イ 通所リハビリテーション入浴介助加算          口に該当しない入浴介助（入浴中の利用者の観察であって、必要に応じ当該利用者に対して介助を行うために行われるものを含む。）</p> <p>ロ 通所リハビリテーション特別入浴介助加算          次のいずれにも該当する入浴介助          (1) 利用者1人に対して、入浴介助を行う者が1人以上必要である入浴介助          (2) 寝たきり又はこれに準ずる利用者が使用する特殊な浴槽であって、1回の入浴に利用者1人が入浴するものを使用して行われる入浴介助（一般浴槽や家族風呂等にリフト等を設置して入浴時の昇降を援助しているものは除く。）</p> <p>注7 指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合であって、医師又は医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行った場合は、1月に1回を限度として550単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注8 <u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を個別に行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1日に1回を限度として次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</u></p> <p>イ <u>利用者が当該リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院又は入所</u></p>

改正事項	改正前	改正後
	<p>注7 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、通所リハビリテーション費は、算定しない。</p>	<p>した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日（以下この注において「退院（所）日」という。）から起算して1年以内の期間に行われた場合 <u>130単位</u></p> <p>□ 退院（所）日から起算して1年を超えた期間に行われた場合 <u>100単位</u></p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める状態→平成12年厚生省告示第23号</p> <p>次のいずれかに該当する状態</p> <p>イ 身体の機能障害がある状態その他活動制限がある状態にあり、個別にリハビリテーションを行うことにより生活機能の改善が見込まれる状態</p> <p>□ 廃用症候群により生活機能が低下している状態にあり、個別にリハビリテーションを行うことにより生活機能の改善が見込まれる状態</p> <p>ハ イ又は□に準ずる状態</p> <p>注9 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、通所リハビリテーション費は、算定しない。</p>

改正事項	改正前	改正後
所定単位数 の見直し	<p><b>8 短期入所生活介護費</b> (1日につき)</p> <p><b>イ 単独型短期入所生活介護費</b></p> <p>(1) 単独型短期入所生活介護費 (I)</p> <p>※介護・看護職員の配置3:1以上</p> <p>(一) 要支援 948単位</p> <p>(二) 要介護1 976単位</p> <p>(三) 要介護2 1,021単位</p> <p>(四) 要介護3 1,065単位</p> <p>(五) 要介護4 1,110単位</p> <p>(六) 要介護5 1,154単位</p> <p>(2) 単独型短期入所生活介護費 (II)</p> <p>※介護・看護職員の配置3.5:1以上</p> <p>(一) 要支援 872単位</p> <p>(二) 要介護1 897単位</p> <p>(三) 要介護2 937単位</p> <p>(四) 要介護3 977単位</p> <p>(五) 要介護4 1,017単位</p> <p>(六) 要介護5 1,057単位</p> <p>(3) 単独型短期入所生活介護費 (III)</p> <p>※介護・看護職員の配置4.1:1以上</p> <p>(一) 要支援 828単位</p> <p>(二) 要介護1 851単位</p> <p>(三) 要介護2 889単位</p> <p>(四) 要介護3 926単位</p> <p>(五) 要介護4 964単位</p> <p>(六) 要介護5 1,001単位</p> <p><b>ロ 併設型短期入所生活介護費</b></p> <p>(1) 併設型短期入所生活介護費 (I)</p> <p>※介護・看護職員の配置3:1以上</p> <p>(一) 要支援 914単位</p> <p>(二) 要介護1 942単位</p> <p>(三) 要介護2 987単位</p> <p>(四) 要介護3 1,031単位</p> <p>(五) 要介護4 1,076単位</p> <p>(六) 要介護5 1,120単位</p> <p>(2) 併設型短期入所生活介護費 (II)</p> <p>※介護・看護職員の配置3.5:1以上</p> <p>(一) 要支援 838単位</p> <p>(二) 要介護1 863単位</p> <p>(三) 要介護2 903単位</p> <p>(四) 要介護3 943単位</p> <p>(五) 要介護4 983単位</p>	<p><b>8 短期入所生活介護費</b> (1日につき)</p> <p><b>イ 短期入所生活介護費</b></p> <p>(1) 単独型短期入所生活介護費</p> <p>(一) 単独型短期入所生活介護費 (I)</p> <p>※介護・看護職員の配置3:1以上</p> <p>a 要支援 831単位</p> <p>b 要介護1 875単位</p> <p>c 要介護2 946単位</p> <p>d 要介護3 1,016単位</p> <p>e 要介護4 1,087単位</p> <p>f 要介護5 1,157単位</p> <p>(二) 単独型短期入所生活介護費 (II)</p> <p>※介護・看護職員の配置3.5:1以上</p> <p>a 要支援 765単位</p> <p>b 要介護1 799単位</p> <p>c 要介護2 854単位</p> <p>d 要介護3 909単位</p> <p>e 要介護4 964単位</p> <p>f 要介護5 1,019単位</p> <p>(三) 単独型短期入所生活介護費 (III)</p> <p>※介護・看護職員の配置4.1:1以上</p> <p>a 要支援 723単位</p> <p>b 要介護1 752単位</p> <p>c 要介護2 797単位</p> <p>d 要介護3 843単位</p> <p>e 要介護4 889単位</p> <p>f 要介護5 934単位</p> <p>(2) 併設型短期入所生活介護費</p> <p>(一) 併設型短期入所生活介護費 (I)</p> <p>※介護・看護職員の配置3:1以上</p> <p>a 要支援 797単位</p> <p>b 要介護1 841単位</p> <p>c 要介護2 912単位</p> <p>d 要介護3 982単位</p> <p>e 要介護4 1,053単位</p> <p>f 要介護5 1,123単位</p> <p>(二) 併設型短期入所生活介護費 (II)</p> <p>※介護・看護職員の配置3.5:1以上</p> <p>a 要支援 731単位</p> <p>b 要介護1 765単位</p> <p>c 要介護2 820単位</p> <p>d 要介護3 875単位</p> <p>e 要介護4 930単位</p>

改正事項	改正前	改正後
小規模生活 単位型に係 る所定単位 数の新設	(六) 要介護5 1,023単位 (3) 併設型短期入所生活介護費 (Ⅲ) ※介護・看護職員の配置4.1:1以上 (一) 要支援 794単位 (二) 要介護1 817単位 (三) 要介護2 855単位 (四) 要介護3 892単位 (五) 要介護4 930単位 (六) 要介護5 967単位	f 要介護5 985単位 (三) 併設型短期入所生活介護費 (Ⅲ) ※介護・看護職員の配置4.1:1以上 a 要支援 689単位 b 要介護1 718単位 c 要介護2 763単位 d 要介護3 809単位 e 要介護4 855単位 f 要介護5 900単位  □ 小規模生活単位型短期入所生活介護費 (1) 単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費 (一) 要支援 952単位 (二) 要介護1 982単位 (三) 要介護2 1,029単位 (四) 要介護3 1,077単位 (五) 要介護4 1,125単位 (六) 要介護5 1,172単位 (2) 併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費 (一) 要支援 918単位 (二) 要介護1 948単位 (三) 要介護2 995単位 (四) 要介護3 1,043単位 (五) 要介護4 1,091単位 (六) 要介護5 1,138単位
	注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を除く。）において、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じ	注1 <u>イ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所者生活介護事業所（指定居宅サービス基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を除く。）において、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）</u> （別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものを除く。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用

改正事項	改正前	改正後
	<p>て、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>◎利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p> <p>注2 <u>口</u>については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受けるもの又は同条第4項に規定する併設事業所であるものにおいて、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成</p>	<p>者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p> <p>注2 <u>イ(2)</u>については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受けるもの又は同条第4項に規定する併設事業所であるものにおいて、指定短期入所生活介護（別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものを除く。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成</p>





改正事項	改正前	改正後
	<p>注3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定居宅サービス基準第124条第3項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の数の合計数。以下この注において同じ。）が100を超える指定短期入所生活</p>	<p>定短期入所生活介護事業所であつて指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受けるもの又は同条第4項に規定する併設事業所であるものにおいて、指定短期入所生活介護（別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p> <p>注5 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定居宅サービス基準第124条第3項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の数の合計数。以下この注において同じ。）が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等であ</p>

改正事項	改正前	改正後
	<p>介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入所者生活介護費の注2において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。</p> <p><b>注4</b> 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。</p> <p><b>注5</b> 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注2及び注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の規定により、注2及び注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があつたときは、注2及び注3の規定による届出があつたものとみなす。</p> <p><b>注6</b> 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。</p>	<p>る従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入所者生活介護費の注2において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。</p> <p><b>注6</b> 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。</p> <p><b>注7</b> 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注2、注4及び注5の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の規定により、注2、注4及び注5の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があつたときは、注2、注4及び注5の規定による届出があつたものとみなす。</p> <p><b>注8</b> 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。</p>